

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成31年1月21日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成31年1月21日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	喜々津 英 世	副委員長	金 子 恵
委員	安 部 都	委員	西 岡 克 之
委員	岩 永 政 則	委員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	内 村 博 法	副議長	山 口 憲一郎
----	---------	-----	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議事課長	富 永 正 彦
参事	森 本 陽 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 会議規則等の見直しについて
- (2) その他

開 会 9時27分

閉 会 12時00分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。本日お手元に会議規則等の見直しについてということで、会議規則、申し合わせ、災害対応要領、こういったものを準備をいたしております。その他ということで、今、議長の方から監査委員の件だと思いますが、お話があるということでその他の項で取り上げていきたいと思っております。まず会議規則について特段改正を目的とした見直しということではありませんけれども、とりあえず意見調整をしておきたいと思うのが、会議規則そのものが議会を運営するため、議会の会議を運営するための規則であるということを前提にしとるわけですけれども、事務局の方から提言があったのがですね。この1番後ろのページに議会改革の一環として議会報告会とか、住民懇談会こういったもの開催するというふうにしたわけですけれども、これが果たして、この会議規則の中で協議または調整を行うための場というのが第128条にあるわけですけれども、適切なかどうかという事に対してですね、もういっぺん議会運営委員会の方で、調整をする必要がありはしないかということがありましたもんですから、今回、皆さん方にこの規則をお配りしながら、そこら辺をちょっと確認をしておきたいということで、提案をさせていただきます。これについて富永課長の方から説明をいたします。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

おはようございます。今、会議規則の128条、協議または調整を行うための場ということで開いていただいていると思います。現行の会議規則におきましては、全員協議会のほかに政策討論会、議会報告会、住民懇談会が表になって載せてある形になるわけですけれども、そもそも論で会議規則につきましては、全国の標準会議規則をベースに作ってこられています。標準会議規則128条につきましては、議員必携の360ページをお開きいただきたいと思いますが、元々は法100条12項の規定により議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場としての全員協議会が設けられるという位置づけで、あくまでも議案審議、議会運営に関する協議調整の場というものが全員協議会ということで位置づけをされてると。この視点から考えると、どう考えても、議会報告会、住民懇談会、政策討論会が協議調整の場とは考えられんなど。言葉尻からしてですね。これを何で入れたんだろうということで会議録とか調べてみたんですが、断片的にしか残ってなくて「県庁がこういう表を使ってる」とかいう記録はあったんですけども、県庁の表は会派代表者会議、そういう位置づけなんですね。県庁の表は見て協議調整の場だなと分かるんですけども、住民懇談会とか政策討論会が協議とか調整の場かなと。その当時は恐らく費用弁償とかそういうものの根拠とかに、ここに入れんとだめだというふうに思われてたんじゃないかなという推測ですけども、御存じのとおり、今申しました議会報告会、住民懇談会、政策討論会については、議会基本条例で条例に位置づけをされておりますので、その条例を根拠に開催できるわけで

すから、会議規則にその根拠を求める必要はないだろうということで、会議規則を読んでいったときに「協議または調整の場として別表のとおり設ける」って書いてある中に今お話しした議会報告会、住民懇談会というのが表の中に入ってくるのがちょっと違和感があったもんですから、委員長の方にちょっと違和感があるということで御相談をさせていただいたところです。会議規則は、原則、本会議運営のための規則という位置づけ、議場の分ですね。議場で協議調整が必要なときに全員協議会を開くんだという位置づけて書かれているわけですので、あくまでもここは本会議並びに議会運営に関する協議の場ということで議員必携360ページの全員協議会っていう表現がやっぱり一番正しいんじゃないかなということで御相談をさせていただきたいという御提案です。

あと簡単などころですけども、戻ってもらって113条。話が変わりますけども113条につきましては、戒告または陳謝の方法というところで、「戒告または陳謝は議会の決めた戒告文または陳謝によって」ということになっておりますが、これ陳謝のあとに「文」という一文字が漏れとると。現行のこれも先程の議員必携見ていただいて113条、こちらで確認いただけたと思いますけど、「文」の字が漏れてるという形になっておりますので、ここはもう文字の欠落ということでお話をさせていただきたいと思います。大きくは先程申しました128条の全員協議会の位置づけ。全員協議会と議会報告会、政策討論会などが横並びの位置づけでいいのかというところを、考えていただければなということで御提案でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、提案の趣旨を説明していきました。ちょっと当時の経緯をですね、私も随分めくってみたんですが、全くそこら辺を書いておりませんでしたので、ちょっと休憩をしてそこら辺についてちょっと議論をしたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて会議に戻します。この会議規則128条の政策討論会、議会報告会、住民懇談会について、ここに入れるというのは、議会の会議、協議、そういったものを運営する場としては、ちょっと違和感があるということですけども、これについては当時の会議録とかそういったものをもう一度検証した上で、そのあとの議運にまた諮りたいと思います。そういったことで本日は処理したいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

はい。ありがとうございます。ではそのように取り扱いをしたいと思います。事務局も当時の議運の委員長の金子さんも、そこら辺の調査をお願いしておきたいと思っております。次に申し合わせ事項についてですけど、これについては9月の議運で資料も差し上げておりましたけれども、あれを全部ということになると相当ボリュームがありますので、ペーパー1枚、両面刷りの資料を準備をさせていただいております。これは標準

の運営基準に基づいてこういうふうにしたらどうかというのが、これも事務局からの提案でありますので、富永課長から説明を申し上げます。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

申し合わせにつきましては、本日、右肩に参考ということで現行の申し合わせをホッチキス留めでお配りをしております。それと、今、委員長の方から説明がありましたけれども9月の議運で、長与町議会の申し合わせ事項、先程両面で1枚ものをお配りをします。それと議員必携をお持ちの方は390ページに運営に関する基準っていうのがあるんですね390ページから戻っていくような書き方になってますけれども、388ページから本文が始まってまいります。議会の呼称から始まっていくんですけども、前回9月にお配りした分につきましてはこの議会の呼称ですね、その両面の1枚ものの1番最初ですけども、本会議は議場において行われる定例会または臨時会を指すとかですね。定例会は年号〇年第〇回長与町議会定例会と呼称して暦年で会期ごとに順次回数を付するとかですね。こういう部分をきちんと明文化をしておくべきじゃないでしょうかということで9月にお配りをさせていただいたと、皆さん多分、お持ちだと思っております。うちの現行の申し合わせが、ちょっと中身的に薄すぎると言いますかね、ネット等によるその申し合わせとかを見ていただくともう何十ページにもわたる内容の濃いものがほとんどでございますけれども、うちの場合がちょっと薄すぎてですね。議員の皆さんもこの申し合わせっていうものがやっぱり事細かに書いてないと、普段の議員活動と言いますか、議会活動で支障が出ると言いますか。何かある度にどけんなつとやらかっていう話になってしまいますので、申し合わせ事項もある程度は濃ゆく、分かりやすくは当然ですけども、長与町議会における申し合わせというルールを一定明文化をしておく必要があるんだろうということで、9月にお配りをしたものがとりあえず会議規則に沿って作らせていただいた部分になります。例えば、今日お配りした1枚紙の両面ですけども、議会の呼称に始まって議会の招集、そして会議規則の取り扱いからですね。会議規則の1条2条3条4条会議規則の条文に沿って、こういうときはこう扱うということのルール付け、明文化をしていくべきじゃないかということで御提案をさせていただいたところです。先程申しました議会の呼称が本会議の定例会、臨時会の呼称の仕方、議会の招集、3、6、9、12月に招集されるということと、一般選挙後の初議会は10日以内に招集されて通知は事務局長名で行われるとかですね。こういうところをはっきり議員の皆さんにもお示しをしておくべきじゃないかということでの内容でございます。

会議規則の取り扱いにつきましては、先程申しましたように、会議規則の1条から条文の順番に沿って、例えば会議規則の1条は「参集」ということでございますけれども、「議員の参集通告は事務局設置の登庁表示盤を自ら点灯として行う。また退庁のときは自ら消灯しなければならない。」と書いております。これは現行の申し合わせの方を見ていただきますと、会規1「参集」で申し合わせ事項が「登庁の有無を明確にするため

に、議員は議会事務局に設置の登庁表示灯に自ら点灯しなければならない。また退庁の場合は消灯しなければならない。」というのが今現行の申し合わせです。少し変わっているのを見ていただけたらと思いますけども、会議規則の1条は、先程お配りした会議規則の第1条を見ていただけたら分かると思いますけども、「議員は招集の当日会議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない」というのが会議規則です。これでいきますと、会議規則の本文は召集の日当日に始まる前までに参集してその旨を議長に通告しなければならない。これが規則です。この規則をどう扱うかと考えるときに今日お配りしたペラの方ですけども議員の参集通告ですね。会議規則が参集でございますので参集の通告を議長にしなければならないとなっておりますから、今回の御提案は「議員の参集通告は議会事務局設置の登庁表示盤を自ら点灯して行う」ですから、議長に対する参集の通告は表示盤の点灯をすることによって行うという方法をまず明文化をしております。「また、退庁のときはみずから消灯しなければならない」、これは義務づけです。なぜなら会議規則1条は参集通告だけが謳ってありますので、参集通告は点灯して行うという方法を指定して、退庁のときは会議規則上義務付けがないですけども、点けたから消してください、消さなければならないという義務づけを二段書きで書くというふうな形で少しじらせていただいています。現行申し合わせは登庁の有無でなっているんですけども、登庁の有無じゃないんですね。議長に対する参集通告の方法が必要なんで登庁の有無ではないということでの文言の整理です。議員の参集通告は点灯して行うんだと。会議規則になるべく沿った形で変えるべきだろうということで御提案をさせていただいています。それと続きまして会議規則2条、本文の方を見ていただきたいと思います。会議規則第2条は欠席の届け出、第2条は「議員は事故のため出席できないときはその理由をつけ当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。」2項で「議員及び配偶者が出産のため出席できないときは日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」というふうになっております。これを受けて、会議規則申し合わせの方ですけども、①としてありますが、「公務を除き、議員が会議に出席できないときは、その理由を記した欠席届を議長に提出する。」これが先程の会議規則の「議長に届け出なければならない」という届けを提出するという方法を書いております。開議時刻までについていう本文を受けて、「開議時刻までに提出できない場合は電話等で届け出、後日さかのぼって欠席届を提出するものとする。」これは書類上、形式的に整えることができるということで必携の77ページの方に載っていますということで書いております。あと「公務を除き」というものを入れております。議会議員は、長与町議員とあとほかの組合議員とか後期高齢者の方の議員とかにもなられて、兼務でなられておる方がおりますので、通常そこが日程的にダブることは想定はあまりされませんが、万が一、何かの事件事故等で緊急に集まる必要がある可能性もありますので、それは当然公務になりますから、公務での欠席はもう欠席届が必要ないということで「公務を除き」を頭につけて、出席できないときの欠席の届け出のやり方を書いております。それ

と②が遅れて来るとき、「議員が会議に遅参するときは会議時刻までに電話等で議長に届け出る。」③が「議会外の用務のため2日間以上離れるときは不在届を議長に提出する。」これも現行の申し合わせと中身は一緒ですけども文章表現を変えている。ここで考えないといけないのが、遅参するときはもう遅れますだけでいいのか、書面があるかどうか、今までは遅参は書類は無いです。今までは欠席届だけですね。今度遅参届が要となると今度は早退も要るやろうという話になっていくんですね。ですからこれを現行の欠席だけでいいかというところを一つ考えんといけないところが出てくるだろうと。あと、会期中閉会中を問わず、議会外の用務のための2日間以上本町を離れるというときのこの2日間と言う2日間以上の2日間の定義も、何とも言えない微妙なところがありまして、ここら辺もある程度明文化をしとった方が、後々の議員の皆さんも分かりやすいんじゃないかなということでのご提案で、網掛けで2日間以上の下に日数の定義について要検討と書かせていただいていますけども、その辺りもある程度決めとった方がいいんじゃないかなということでも書かせていただいています。9月に私の方からお配りさせていただいたものは、こういう感じで会議規則の順番で後ろの方までいってしますので、十何ページにわたって非常に長いんですけども、一遍に全てを変える必要はないだろうとと言うか、変えきれないだろうというふうに思っています。今から会議規則の1条から130条までについての申し合わせ全てを変えますというのは私は多分できんだろうと。ですから、少しずつでいいので、例えば今回でいくと会議規則の10条までなら10条まででいいから、それをずっと積み重ねていって、1年とか2年掛けて全ての申し合わせを整理していくのが現実的かなと。皆さんに130条までこれでいいですかと、十何ページ20ページやってですね。恐らく難しいと思うんですね。ですからもう少しずつ、これはもう時間を掛けてやっていくしかないかなということ、その辺りを皆さんに考えていただければなということでの御提案でございます。とりあえず終わります。

○委員長（喜々津英世委員）

私もこれを全て見直して、標準の町村議会会議規則とかそれから運営基準とかこういったものに合わせて全部やり変えるというのは、かなり大掛かりなことになるので今日のところはとりあえず先に決めておきたいものについてということで課長の方をお願いをしております。今、説明をした通りでありますけれども、確かに議会の呼称とか、こういったものを全く今まで触れてなかったんですね。ですからこういったものを踏まえて、これは会議規則まで踏み込んで変えるということではなくて、会議規則に基づく申し合わせ事項、議会の運営基準を改めていこうということでもありますので、まず1番上の議会の呼称、運営基準の1というのが載っております。標準的なものでも、議会の呼称はということで載っておりますけれども、これは基本的なことなのでそう議論もする必要がないと思いますので、こういうことで改めて付け加えていきたい。議会の招集もそうですよね。これも現実やっておりますので、こういうふうに文章化するとい

ことでよろしいですか。

議長。

○議長（内村博法議員）

議会の呼称なんですけど、年号であるいは西暦とかあるんですけども、西暦、年号で行くのが通例なのかな。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

これを作るに当たって他市町の申し合わせ等もいろいろ見せていただいたんですけども、ここは年号と書かれてる所が多かったというふうに感じています。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

年号でいくということですね。それからの議会の招集なんですけど、第2項一般選挙が終わったときにですね。これが僕もちょっと疑問に思ったんですけども、今度10連休になるわけですね。今回行われる選挙で。我々の任期が4月29日までですよ。そうすると今度4月21日に選挙が行われるわけで新議員がもう決まってるわけですね。それまでの間に。それで、やはりこの10日をするというのもちょっと、議員の議会構成が早く決めないと議会が不在になるのね。そこを私は非常に恐れとるわけですよ、リスクが大きいし。だからもう30日に招集したらどうかと思うわけですよ。そうしないと継続性が絶たれてしまう。これが通例と言えるのかなと思うわけですよ。議会体が無いに等しいわけですね。その間何かが起こった場合、どう処理していくのかといういわゆるリスク管理というか、議会体の継続という意味では早くしないと。10日というのはちょっと常識では考えられない。やっぱりもう4月29日、今回の場合は4月30日に招集しないといかんのではないかなと思うわけですよ。そこで議長とか副議長とか議会体の構成が決まるわけだから。その方が町にとっても、町も誰に相談すればいいのか、何か問題が起こった場合にね。もう早く決めとった方がいいのではないかなっていう気がするんですよ。ちょっとそこは、私もずっと前から気になっただけですよ。今回の場合は特に連休が長いもんですからね。5月1日に前回はしたんですよ。4月29日、5月1日がメーデー、ここの日が平日だからということで慣例的にやってたんでしょけども、やはり休日でも招集して早く決めるといかんのではないかなと思うわけですよ。そうしないと我々の議会基本条例で謳っているような事項というのがあるわけですよ。やっぱりそれを実現していくためには、もう間髪入れずに30日に招集すべきだろうと思います。そう考えるんですけども、時津なんかは連休明けにね。4年前したんですけど、この前山上議長にちょっと聞いたら、いろいろ委員の選出とかそういう根回しも必要だからということで、そういう視点だという話は聞いたことあるんですけども、

そういうところもあることはあるんだけど。ただ、やはりもう間髪を入れずに招集すべきだろうと思います。そうしないとその間、議会が不在ということになるからですね。どうもそれおかしいなと思ってですね。その他の事項で提案しようと思ったんですけど。これが出てきたからなんですけど。そう思いますよね。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私もそういうふうに思っておりましたけれども、多分ですね30日に開催となったら、この長与町自体の規則の中に日祭日は閉庁という部分が入ってるかと思うんですよね。そこを町長側とどういうふうにクリアするかっていうのと、あともう1点は多分最終的に次の初議会の日程というのはこの議運で決めんるんじゃないのかなという記憶がちょっとあるんですけど。決めなかったですかね。とにかくその閉庁っていうところをやっぱり執行部と協議をしないと、まずそこが先なのかなというふうに思いますけど。

○委員長（喜々津英世委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

金子さん言われたように町長との折衝が必要だと思う。このときは内部の議長の選出とか、そういう内部のものが主になってきますので、執行側は出なけりゃ出ないでいいんですよ。招集だけしてもらえばですね。だから、それはそれでいいんですけども、付議事項があれば、町が早く提案したい事項があれば提案されてもいいと思うんですけども。それと前回4年前に議運で招集日を決めたのかどうかって事務局に聞いたんですけども、その形跡は無いつて話なんで。それはそのとおりかなと。その辺りが皆さん記憶があれば、今金子さんが言われたように議運で決めたような記憶があれば、その辺りも整理しとかんといかんという気がいたします。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

場内の時計で50分まで休憩をいたします。

（休憩 10時35分～10時41分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

今、説明がありました。この議会の招集、これについては申し合わせにつけ加えるというふうにしたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

ちょっと、申し合わせ事項のそもそもの考え方を確認したいと思ってるんですけど。いわゆる申し合わせ事項というのは、長与町議会に関する基準があつて、その基準に沿ってない部分を長与町の申し合わせ事項でしているのかなと僕は思ってたんですね。今

回こういう形で変えていこうという基準そのものですね。そういう中で基準を全部入れ込む中で、長与町議会独自なものを入れていくというふうに、全体的に変えてしまうのかどうかですたいね。僕は当初から基準が一つあって基準と違う部分、例えばさっき言うこの基準については、参集のところは議長に出てきましたというふうには言わなければならないというところを、うちでは表示等を点灯することで来ましたというふうな。だから、そういう文章の表現は先程課長が言われたちょっとやっぱおかしいんじゃないかという部分もあると思うんですけども。だからそういうふうにも議会の呼称だとか、そういうところからも基準っていうのを全部入れていくのかっていうところを確認した方が良いかなと。基準に漏れて無いから申し合わせ事項がだめなんですよじゃなくて、基準そのものがあって基準に沿わない部分を申し合わせ事項で補完してたというふうな部分の考え方もあると思うんですね。ちょっとそこは確認した方が。全体的に基準に基づいた形に変えていくというふうにするのかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

今の河野委員の御質問でございますけども、議員必携に先程載っておるということで、町村議会の運営に関する基準というのが390ページから載っております。御承知のとおり会議規則、委員会条例につきましても、この議員必携に載っております標準のものを長与町のルールとして明文化して長与町の会議規則、長与町の委員会条例っていうものがございます。この本に載ってる基準について、長与町の基準というものは無いわけですね。現行でも。ですから私の考えは会議規則や委員会条例と同じように標準をベースとしながら、長与町の基準を作っていくべきだということで提案をさせていただいてる状態でございます。ですから現行の申し合わせもですね、この運営基準とほとんど重なってる部分がございますので、そんなふうに重なるぐらいであれば、長与町の基準というものははっきり作っていった方が将来的に良いんじゃないかなということでの御提案でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

名称はどうするかっていうのはまた別のところなんですけども、いわゆる、今後申し合わせ事項ではなくて、長与町議会運営に関する基準というふうにしていった方が良くはないかということですね。はい、了解しました。そうであればそういう部分を全部盛り込まないと基準にはならないかなというふうに思いますんで、先程言いましたように私はこういう基準が元があって、長与町独自のもので申し合わせ事項なのかなというふうに思ってたんですね。了解いたしました。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

今、河野委員の言われたとおりでございまして、お配りした両面の頭にも括弧書きで基準と書かせていただいております。私の考えは、現行の申し合わせ事項を、その括弧書きの「運営に関する基準」っていうふうに書き換えていったらどうかということでの御提案でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。それでは一個一個入っていきたいと思います。まず会議規則の取り扱い、この会議規則の1に関するところで「議員の参集通告は」というところをこういうふうにしたらどうかということで提案があります。この件について今までは「議長に通告しなければならない」というのはあったんですが、これは会議規則はそのままして基準の中でこういったものを現状と同じようにする。それから新たに「退去のときは自ら消灯し」というものをつけ加えると。これについて御意見ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

会議規則に沿って文を改めていくということであれば、こちらの1に関してはその旨を議長に通告という部分が大事なのかなと思うんですけども、今までの文章では登庁の有無を明確というふうになっているので、今日いただいたこの改正分の方が規則にも実際にも沿うと言うか、あってるのかなと思うので、今日いただいた分の文章でいいんじゃないかというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

ほかにありませんか。会規1参集のところの①については、このように明記したいというふうに思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

はい、そのように取り扱いをしたいと思います。次に、会規2の欠席の届け出、①から③までこのように改めたらどうかということであります。「公務を除く」というのと、それと「遡って提出す」ということであります。これについてはどうでしょうか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

欠席届なんですけれども、先程もちょっと事務局からあったように、遅参含め早退こちらの方の届け出っていうのも実際必要ではないかというふうに思うんですけども、それは議員必携の19ページに会議に出席する義務というのがあるので、こちらは不在届にも関係はしてくるんですけども、実際にその会議に遅れる、早退するというきちっと理由があると思うので、そちらの方の届け出も提出するようにすべきではないかなというふうに思うんですけど。これは問題提起ということで意見にならないかもしれないんですけど。いかがですかね。と私は思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

確かに会議に出てるっていうのを明確にする意味では、あっていいのかなというふうに思うんですけども、ただ他の議会がどうなのか、その辺があるものなのか、長与町だけあっても良いとは思うんですけども。ちょっとこう全国的な、そういうものもちょっと確認したほうがいいかなというふうに思うんですけど、参考までに分かれれば教えていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

遅参、早退の部分について届けが云々という所が実際に明文化されているものというのはまだ私は確認はしておりません。今回のこの部分についてはあくまでも会議規則の欠席の届け出ということでの扱いをどうするかというところでございまして、遅参、早退は、また別の視点で考えていただければということと考えております。会議規則上は欠席の届け出しかないんですよ。規則上はですね。ですから、先程金子委員が言われたように当然遅れる人、早く帰る人、現実にはたまにですけどいらっしゃいますから、そのときの扱いというのはもうローカルルールと言いますか、長与町はどうするかということを決めていくべきだろうと。会議規則上はあくまでも先程も申しましたように欠席の届け出をどうするかは扱いしかありませんので、今回御提案している基準については一応、欠席の場合を書いております。遅参の扱いについては、現行申し合わせで遅参するときも同様とするという部分がありまして、この遅参のときをどうしようかなということ②の部分です、遅れる方は当日開議時刻にいないので、もう電話しか連絡のしようがないだろうということで、電話等で届け出るということで文言的には終わらせてしまってるという形でございます。この遅参、早退の部分を本会議といいますか、委員会も同じですけども、取り扱いをどう扱うか、例えば今日遅れます。という連絡があったときにですね。それを会議録なりなんなりでですね。どう残せるかっていうところ。今の会議録は出席議員を記載するんですよ。ですから欠席はいませんから出席にならないんですけど、遅れてきても早く帰っても出席議員にはなっちゃうんですよ。そこをどう捉えるか。厳密に突き詰めていけば、会議録上は例えばもう10分でも委員会の席におれば、あとおらんでも出席議員になってしまう。会議録上は。だからその取り扱い会議録の扱いも含めて考えていかないといけない部分になるだろうということで考えてます。ただ、今そこを議論し出すとですね。ずっと突き詰めていく話になりますので、あくまでも今御提案してる基準については会議規則上の欠席の届け出の扱いをどうするかというところ、そういう視点で考えていただければと。遅参、早退はまた別で考えていかないと時間が幾らあっても足りないかなという気がします。②は現行申し合わせ

で遅参するときも同様とするとなってるもんですから、現行を残した形になっています。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

欠席について私はこれで良かと思うんですけど、ただ、私が一回、一部事務組合のときにちょっと病院に行かんばという理由で出席はできるけど遅れますよっていうことで書いた覚えのあつとですよ。ひょっとしたら一部組合は時津のルールでしよる面が多いので、そういった面も調べていただければなと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

ですから、その届出はあります。会議録とかにはもう全く出てこなくなりますよと、そこはもうそのままでいいとするのかですね。そういうところも検討していく必要があるということでのお話でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

「公務を除き」というのが、欠席届を出さないということで連絡はしてもらうんよね。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

もちろん公務でございますから、当然事務局にも公務という通知がありますので、その場合は公務扱いにせざるを得んだらうということで考えてます。

○委員長（喜々津英世委員）

文言としてそれを入れ込んでもいいのかという意味じゃなかったの。

議長。

○議長（内村博法議員）

「公務を除き」というのが、公務を除いた場合は欠席届はいらないと。ただ、連絡してもらわないと分からないよね、議長に。という意味です。だから、そこのところはどうなのかなって質問ですけどね。これはこれでいいんですよ。ただ公務で欠席する場合でも連絡は必要じゃないかなと、欠席届要らないまでもね。そういう意味です。

○委員長（喜々津英世委員）

じゃあ、その公務とは何ぞやということについて少し説明をしてください。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

先程も少し触れましたけども、長与町議会議員には組合の議員、後期高齢者の議員、

この長与町議会議員であることによって、ほかの議会等々、それも公務という形になってまいりますので、通常は日程は避けますので重なることはないと思いますが、例えば、何かの人身が絡む事故とか、緊急に集まらんといかんという可能性がゼロではありませんので、そういう場合は欠席の届けは必要ないと。先程議長が言われましたそういうものがあれば事務局にも連絡がありますし、議員本人にもありますし、議長に対してもですね、かくかくしかじかで緊急に集まらんといかんから欠席させてくださいという連絡が当然あるという前提でございます。そうでないと公務扱いとして考えられませんが勝手に休まれてもですね。ですからその公務の場合は欠席届は要らんだろうということでの「公務を除き」ということの表現でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

確認なんですけど。会議に出席できないとき、例えば特別委員会とかいろんな会議がありますよね。常任委員会とか、そうした場合、実際、議長に出されてないよね、今。現在。そういう場合は含んでるのか、この会議ね。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

基本的に会議規則は先程もお話ししましたように本会議をベースで会議規則は作られております。ですから本会議を休むときは議長に対して欠席届が出てまいります。委員会は委員会条例で動きます。委員会条例の中で欠席の届けについては会議規則に準じるになりますから委員長に出されます。欠席届がですね。ですから委員会を休むことについては、議長には届け出は無いということになります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

そうするとこの会議というのは本会議のことね。本会議ですね。そういうふうに名称を改めたほうがいいかもしれないですね。紛らわしいから。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

今回ご提案をする基準については会議規則がベースですから、基本的には本会議がベースです。委員会のことを言うときには委員会はということで謳います。この欠席届についても委員会条例の方で会議規則を準用する形になりますので、欠席のときには委員長宛てに欠席届が出されると読みかえられるという形になってまいります。

○委員長（喜々津英世委員）

私も公務というのがちょっと漠然として、あくまでも議員としての立場で議会の会議以外の会議に参加する。議員としての立場、議員個人で例えば長与町スポーツ振興審議会の委員になっとなつとけども、その会議があったと。それは公務ではないということね。富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

先程も申しましたように、長与町議会議員として出るものですね。ですから法的に根拠があるものしかないと思いますけども、簡単に言えば先程申しましたように、組合の議会、あと後期広域連合の議会、あれは町議会議員として出てますので、そういうものがもし緊急事態が発生してですね、会期中にどうしても今日集まらんといかんというのが発生をしたときには、それは公務という考え方で公務でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

大体、①、②についてはこのように、取り扱うということによろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

はい、そのようにさせていただきます。③、この「2日間以上」これについて、どうも明確でない。私、個人的にはいろいろ大会とかなんとかに行くときには、例えば2泊3日のときには必ず不在届を出すんですけども、2泊3日が2日間以上本町を離れるということに該当するのちょっとこの疑問もあるんですが、これについてちょっと暫時休憩して議論を深めたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。

今、それぞれ意見をいただきましたけれども現行の2日間というのは非常に、現実には多くの議員が1泊2日とか、そういったものを離れておるという事実です。時津町が3日間ということであれば、うちの方としても時津に合わせるわけではありませんけれども取扱基準としては3日間が適切じゃないかというお話でありました。そのように変更したいと思います。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。そのように取り扱いをしたいと思います。

次に会規4「議席」、4番は欠番としてますけれども、これについて、現実には今、やっているとところは佐々町とうちだけのようであります。これについてもう一度、課長の方から説明をさせます。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

今お配りしている会規4の①、議席っていう会議規則なんですけども、まずうちの議席の番号が何であそこから始まって右に流れて後ろに行くのかということ、どこが1

番かっていうところも定義がされておられませんので、まず①見ていただきますと「議席番号は、議長席から見て前列左端から始まり、横に第1列を終わり、順次後列に移る。」これは今の議席番号の振り方、ここは定義しておくべきだろうということで、まずここで定義をします。後ろのただし書きなんですけども、これは現行申し合わせにも書いてありますが、4番議席は欠番、議長の議席は17番、これを盛り込んでいます。「4番議席は欠番とし詰め、議長の議席は17番とする。」ですね。現行申し合わせの1、3、4、をこの一文にまとめております。その下に小さい文字で書いてますけど、現行の議席について明文化と。4番議席の欠番が、先程委員長も言われましたけども、うちと佐々だけの状況でございます。あとはみんな欠番無しで詰め、順番どおりにいってると。それと副議長16番が多い。議長が1番最後で、その一つ前に副議長の番号が来てるっていうのがほとんどでございます。周りはずですね。そういうところを含めて今回改選もございまして、この議席については、ある程度決めてスタートした方が良くないかならうかということでの御提案でございます。②の方ですけども、一般選挙後最初の会議の仮議席は名前順、五十音順ですね、これも現行申し合わせで書いておるところです。③が「議長選挙後、議長を除き、議席番号1番から1期議員、2期議員の順に順次指定し同期複数の場合にはくじで定めるものとし、議長が指定する」というふうになってます。こちらも現行申し合わせの(2)の部分ですね、この③までが現行の申し合わせを踏まえて、定義づけをさせていただいた部分になります。下線を引いてますけども4番議席の欠番をどうしましょうか。4番議席の欠番を止めれば議長の議席は16番に当然なるわけですけども。できればこの辺りは今期中に決めて次期からスタートできればなということで考えているところです。とりあえずは3番までのところでございます。あと4番、5番は現行の氏名標の定義をしているだけでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今説明があったとおりですけども、4というのは忌み嫌われると言うかそういう数字から多分来てると思うんですが、暫時休憩して議論を深めたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。①の「議席番号は、議長席から見て前列左から始まり、横に第1列を終わり順次後列に移る。ただし、4番議席は欠番として詰め、議長の議席は17番とする。」ということでありまして、これは現行の3の4番は欠番、それから4の議長の席は17番ということを取っ払って「順次後列に移る」と、「議長席は16番とする」に改め、副議長の席をどうするかと、今は当選順、③のとおり。これについて意見を。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。この件については河野委員から4番の欠番、副議長は15番、こういったものについてはもう少し他市町の状況調べて、と同時に、根拠を明確にしてからというふうに意見が出ました。そのように取り扱いたいと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

この①の件については、このようにします。これが片づけば下もずっと流れていくよね。次に②、③は基本的にこれで何ら問題ないと思いますけれども、どうでしょう。

いいですね。じゃあこの②、③は、②「一般選挙後最初の会議における仮議席は名前順（五十音順）とする。」③が「議長選挙後、議長を除き、議席番号1番から1期議員、2期議員の順に順次指定し同期複数の場合にはくじで定めるものとし議長が指定する。」ということによろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。④、⑤は、もう現行のとおりということでありますので、このとおりいきたいと思います。じゃあ次、裏面。説明をお願いします。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

こちらの方は、会期についての会議規則の取り扱いを謳っております。会期につきましては、会議規則の本文では、「会期は毎会期の始めに議会の議決で決める。」ということと、「会期は、招集された日から起算する。」と、この二つの条文で出来上がっております。ここにつきましては、会期の決め方を書いておりますけれども、「会期は議会招集前に開催される議会運営委員会において提出予定の議案及び一般質問通告数等を考慮して、日程案とともに内定され、議長が会議に諮って決定する。」これ現行のとおり明文化したものになります。2で「会期及び会期の延長は、期間及び日数を議決する。」これも現行通りです。本日よりいつまでの何日間を議決する。「会期には休会の日数を算入する。」と。現行のとおり、全て明文化をしている状態です。現行の運用をですね。会規5は以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりますした。これについては基本的にこのまま基準に入れ込むと、問題ないと思います。いかがですか。

（「異議なし」の声あり）

いいですね。はい、そのように取り扱いさせていただきます。あと15分程度になりましたので、ちょっと運営基準の件は、ここで一旦閉じたいと思います。議長から、ペーパーが配られておりましたけれども、これをちょっと協議をしたいと思います。これは議長から説明を。

議長。

○議長（内村博法議員）

地方自治法で監査委員の規定が変わったんですよ。今までは議選から選ばないかんという規定がありまして、今回の改正では選任しないことができるというものが、2人以上という規定に大きなところは改められました。あと、2ページ以降に地方制度調査会の答申ということで1番最後の文章の中に、いろいろ議論された経緯があるんですよ。議選監査委員のあり方というのが書いてあるわけですね。議選監査委員は実効性ある監査を行っており必要という考え方で導入されたということで、そういう役割を今までも評価してきたわけでありまして、一方、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施しなければいけないという事と議会は議会としての監視機能に特化していくという考え方も出てきたわけですね。それで、こういう法律の改正になった。これが今時津町では全員協議会で検討しているみたいなんですけど、まだ結論は出ていません。いろいろ何か意見があってもとまらないそうです。私共、長与町議会でも一応この問題、議論して。私自身はこの監査委員の経験が無いもんですからね。何とも言えないところがありまして、判断が難しいところがあつてですね。それで皆さんの意見を聞きながら、どうあるべきかっていうのを議論して、どうしてもいろんな議論が出て、まとまらないときは現状維持しかありえないというふうに考えて、だからそういう面で、ちょっと議論していただきたい。別に今日、出さなくてもいいんですけど、結論を。ただ、やはり皆さんが議選から出さないよということであれば、早く町のほうに言ってあげないと、町の方も困るんですから、それで、これを一応提案したわけです。だから多分恐らく町としては現状のままでいきたいというのが本音だと思います。専門性の高い人を選ぶとなるとお金も掛かるんですよ、正直。そういうのもあつてなかなか難しいんじゃないかなと。私の予見ですけどね。これも、いや、もう町が違ふってこともあり得るかもしれません。どうすべきかですね。それを私も監査委員の経験が無いし、1番知ってるのは喜々津委員長がね、監査委員の経験もあられますし、そういった意見も聞きながら、まとめていかんといかんと思っております。その辺りが私の一応説明です。

○委員長（喜々津英世委員）

補足して、何か事務局から説明があれば近隣の状況等も踏まえてあれば説明願います。富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

自治法が改正されて、その内容については今議長の方から説明があつたとおりでございます。全国的な流れとすれば大阪府と政令市だったですけども1府1市、それと北海道の芽室じゃなかったと思いますけど、芽室町近辺の町議会が12月議会でされたというのがネットで載つてたと思います。全国的には、まだ3～4つの自治体が正式に条例化をして、議選を出さないというの決定をしている所は、まだ全国的にはそのくらいの数でございます。先程の議選ですけども、一応私監査事務局の方の仕事も兼務でしておりますので、町の執行部側の考え方につきましては、自治法の改正はあくまでもただし書き、選ばないこともできるという本文になっております。ただし書きは皆さん御承知

のとおり、例外規定と言いますか。本則があつて、それに乗らない。いわゆる例外的なときですね、例外的にこういうこともできるという書き方になっておりますので、本則に沿った形で現行どおり議選を出していただきたいということで浦川議員の一般質問にも、町長答弁はそのようにしておったかというふうに考えております。監査事務局の立場と言いますか私の考え方でいきますと、あくまでも自治法改正でこの議選の議員から監査委員を1人出さんといかんと、長与町の場合は、監査委員が2名で1名は議選を出すという条例になっておりますけども、そもそも論が元々監査権は議会にあったんですね昔。自治法改正で執行部側に監査が移るんです。このときに議会が関与できないから、関与させるという意味で、1人は議選を入れるということで流れてきてたんですね、今までの流れ。ですから議会の権限を削る形になりますので、これについては執行部側から基本的には出さないというスタンスです。権限剥奪ってという意味になりますので。ですからもし議選を止めるとなるならば、議会側がもうしないという態度を明確にする。条例改正も議員議会で行う発議発意を行うのが流れかなということで考えているところです。ただ県内市町を聞いてますけど今の段階で、県内の市町において条例改正を行うという情報は今のところございません。現状はそういう感じでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今説明がありましたけれども、県内ではまだそういう情報が無いということで、これやっぱり議会から出さんばいかんという必然性が今大部分それできると私は思う。監査委員には守秘義務があるわけですよ。議会代表っていう定例の例月出納検査とか、あるいは定期監査、そういったものまで全て議会に報告できるかというたらできんわけですよ。現実には。だから、逆に監査委員になれば一般質問等についても非常に制約をされてしまう。知り得た情報等に基づく質問というのは当然できんわけですね。非常に問題があるなど。やっぱり議決したからにはそれを何と言いますか。ちゃんと執行側が議決に沿って使つとるかどうかっていうのは、今度は決算とか、そういった審査の中で生かしていかざるを得ないという。そういったところを充実をするために私自身も議選の監査委員というのは廃止してもいいんじゃないかなという気はしておるんですが、これについては、もうちょっと事務局の方でも全国の情勢等調べてみて、やるならかしもう2月までには議会としてそれを執行側に伝えんといかんでしょうから。次回そういう議論をしたいと思います。この点についてはよろしいですか。次回協議するという。「異議なし」の声あり

はい。ただ事務局は、もう少しその資料を全国の情勢等について調べてください。

ほかに、熊本市議会でも子連れの議員が議場に子供を入れ込んで非常に問題になって条例改正までしたとかな。県内の中でも、そういったことについて議論がなされてきて、例えば会議規則の第2条で欠席の届け出というのがありますが、うちの場合は「議員及び配偶者の出産のため出席できないときは日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる」と。これは平成27年9月に一部改正をしておりますけれども、

今、実際は諫早と小値賀町が新聞に載ってましたよね。小値賀のやつは議会だよりの記事を事務局がコピーしてくれておりますけれども、ちょっと例を申し上げますと、「議員は事故のため出席できないときは」というその「事故」というのを明文化しとるわけです。「議員は、疾病、出産、育児、看護、忌引き、災害その他やむを得ない理由により欠席し、遅参しまたは早退するときは、」要するに届け出を出しなさいと。そういうふうに具体的に、介護というのは看護に多分含まれておるんだろーと思っておりますけれども、具体的にこの事故届という、事故のため出席できないときはというのを明文化をしておる。うちはこれに第2項で、出産というものをつけ加えただけですけども、これについて、どうなのかというのも、また次回、そういった資料も提出をして議論を深めていきたいと思っております。ただ、事務局とも議論する中で、例えばうちは「議員及び配偶者」という「配偶者」まで入れたけども、これが必要なのかと。あのとき議論はされたと思うんですが、配偶者、アメリカなんかプロ野球選手で、奥さんが出産するときは飛んで帰って立ち会うというふうのが当たり前みたいな格好になつてくるんですから、そういったものをひっくるめて配偶者も入れたということも経過があるわけですけども、そういった問題もひっくるめて、具体的にその明文化するのかどうかもひっくるめて、次回議論をしたいと思っております。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

次回。1月31日。ちょうど山梨県の甲州市議会から会派の方が9名程度、午後からですけども視察に来られますので、その日の午前中と思ったんですが、そしたら、日程的なことについては、ちょっと調整をして連絡をしたいと思っております。ほかに皆さんから何かありませんか。

ないようでしたら、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 12時00分)